

商標印刷製作管理規則

2004年8月19日改訂

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

商標印刷製作管理規則

(2004年8月19日国家工商行政管理総局令第15号公布)

第一条 商標印刷製作管理を強化し、登録商標の専用権を保護し、社会主義市場経済の秩序を維持するために、『中華人民共和国商標法』『中華人民共和国商標法実施条例』（以下、『商標法』『商標法実施条例』と略称する）の関連規定に基づき本規則を制定する。

第二条 印刷・捺染・製版・刻字・織字・写真プリント・金属板への印刷・鑄造・型押し・熱写・アップリケ等の方法により商標標識を製作する場合は、本規則を遵守しなければならない。

第三条 商標印刷製作委託者が商標印刷製作単位に商標の印刷製作を委託する場合には、営業免許証副本もしくは合法的な営業証明もしくは身分証明を提示しなければならない。

第四条 商標印刷製作委託者が登録商標の印刷製作を委託する場合には、『商標登録証』もしくは登録者の所在地の県レベルの工商行政管理局が署名捺印した『商標登録証』のコピーを提示し、別途そのコピー一部を提供しなければならない。

商標使用許可契約を締結して他者の登録商標を使用する場合、被許可者が商標を印刷製作しようとする際には、商標使用許可契約文書を提示するとともにそのコピー一部を提供しなければならない。商標登録者が単独授権した被許可者が商標を印刷製作する場合には、登録者の所在地の県レベルの工商行政管理局が署名捺印した『商標登録証』のコピーを提示する他、授権書を提示しそのコピー一部を提供しなければならない。

第五条 登録商標の印刷製作を委託する場合に、商標印刷製作委託者が提供する関連証明書類および商標図案は次の要件を満たさねばならない：

(一) 印刷製作する商標の図版見本は『商標登録証』の商標図案と同じでなければならない。

(二) 被許可者が商標標識を印刷製作する場合、明確な授権書、あるいは提供された『商標使用許可契約』に許可者がその商標標識の印刷製作を認める内容が含まれていることが必要である。

(三) 被許可者の商標標識の図版見本には、被許可者の企業名と住所を明示しなければならない。登録商標の使用に当たっては『商標法実施条例』の関連規定に合致していなければならない。

第六条 未登録商標の印刷製作を委託する場合に、商標印刷製作委託者が提供する商標図案は次の要件を満たさねばならない：

(一) 印刷製作する商標は『商標法』第十条の規定に違反してはならない。

(二) 印刷製作する商標には「登録商標」の文字を表記しあるいは登録表示を使用してはならない。

第七条 商標印刷製作単位は商標印刷製作委託者が提供する証明書類と商標図案に対し調査確認しなければならない。

商標印刷製作委託者が本規則第三条・第四条で定める証明書類を提出していない、あるいは印刷製作しようとする商標標識が本規則第五条・第六条の規定に合致していない場合は、商標印刷製作単位は印刷製作を引き受けてはならない。

第八条 商標印刷製作単位が本規則の規定に合致する商標印刷製作業務を引き受ける場合、商標印刷製作業務の管理者は要求に応じて『商標印刷製作業務登記表』を記入し、商標印刷製作委託者が提供する証明書類のおもな内容を明記しなければならない、また『商標印刷製作業務登記表』の図案については商標印刷製作単位の業務管理者が割り印を行わなければならない。

商標標識の印刷製作完了後、商標印刷製作単位は 15 日以内にそのサンプルを抽出し、『商標印刷製作業務登記表』・『商標登録証』コピー・商標使用許可契約コピー・商標印刷製作授權書コピー等とともに一冊に綴じ保存しなければならない。

第九条 商標印刷製作単位は商標標識の出入庫制度を制定し、商標標識の出入庫時には台帳に記入しなければならない。商標標識廃止時にはまとめて廃棄を行い、社会に流入させてはならない。

第十条 商標印刷製作ファイルおよび商標標識出入庫台帳は調査に備え保存しなければならない、その保存期間は二年とする。

第十一条 商標印刷製作単位が本規則第七条から第十条の規定に違反した場合は、所在地の工商行政管理局が期限を決めて是正を命じ、状況を見て警告を与え、違法所得額の三倍以下で最高三万円を超えない額の罰金を課す。違法所得が無い場合には一万元以下の罰金を課すこととする。

第十二条 未登録で商標印刷企業を設立しあるいは未登録で商標印刷の経営活動に従事した場合は、所在地または行為地の工商行政管理局が『印刷業管理条例』の関連規定に基づき処分する。

第十三条 商標印刷製作単位が第七条の規定に違反して印刷製作業務を引き受け、かつ印刷製作した商標が他者の登録商標と同じか似ている場合には、『商標法实施条例』第五十条第(二)項で述べる商標侵權行為であるとみなし、所在地または行為地の工商行政管理局が『商標法』の関連規定に基づき処分する。

第十四条 商標印刷製作単位の違法行為が犯罪である場合には、所在地または行為地の工商行政管理局は速やかにこの案件を司法機関に移送し、刑事責任を追及しなければならない。

第十五条 本規則中の「商標印刷製作」とは、商標標識を印刷・製作する行為を言う。本規則中の「商標標識」とは、商品と組み合わせ流通分野に入る、商標付きの有形の担体を言い、登録商標標識と未登録商標標識がある。

本規則中の「商標印刷製作委託者」とは、商標標識の印刷製作を求める商標登録者・未登録商標使用者・登録商標被許可使用者および『商標法』で定めるその他商標使用者に合致するものを言う。

本規則中の「商標印刷製作単位」は商標印刷製作に従事することを法律に基づき登録している企業と個人商工業者を言う。

本規則中の『商標登録証』には、国家工商行政管理総局商標局が発行した変更・延長・譲渡等の証明書類を含む。

第十六条 本規則は2004年9月1日より施行する。これと同時に国家工商行政管理局が1996年9月5日に公布した『商標印刷製作管理規則』を廃止する。